

[g] 執行 州公衆衛生機関は、公衆衛生非常事態時に本条に準じて命令を行使するときは公衆衛生当局に支援を求めることができる。公衆衛生当局は、州公衆衛生機関の命令を行使するうえで市民軍の支援を求めることができる。

#### [h] 宣言の終了

(1) 行政命令 知事は、公衆衛生非常事態状況がもはや存在ないと判明したときに行政命令により公衆衛生非常事態の宣言を終了する。

(2) 自動終了 公衆衛生非常事態の宣言は、本節に規定する同基準および手順により知事が引き続き 30 日の期限延長をしなければ、本条のその他すべての条項にかかわらず 30 日経過後自動的に終了する。

(3) 州立法府 [州立法府]は、非常事態状況がもはや存在しないと判断したとき、両院での多数決可決にて最初の宣言日以降いつでも非常事態宣言を終了することができる。[立法府]による前記宣言終了は知事による期限延長に優先する。

(4) 終了命令の内容 公衆衛生非常事態宣言を終了させる命令または法的措置にはすべて非常事態の特徴、脅威に遭った地域および終了を可能にする条件を示すこと。

[i] 公衆衛生非常事態に関する公開情報 州・地方自治体公衆衛生機関は公衆衛生非常事態の宣言または終了が行われた場合、自衛方法、非常事態の抑止のために取ろうとしている行為について一般市民に報告すること。当機関は、1ヶ国語ないし多国語（必要ならば）にて、かつ身体障害者にも利用できる方法で一般市民に迅速に情報を提供する有効かつ妥当なあらゆる手段を活用すること。

### 第 6-103 節 財産の管理

[a] 施設と物資に関する緊急手段 州・地方自治体公衆衛生機関には公衆衛生非常事態時に以下の権限が与えられる。

(1) 施設の閉鎖 公衆衛生に危険を及ぼすと合理的に判断されるすべての施設を閉鎖し、施設からの避難を指示し、強制避難させるか、または施設を除染するか除染させること。

(2) 物資と施設の利用 公衆衛生非常事態への対応に妥当かつ必要と判断される場合、物資と施設を即時占有する権利により、物資と施設の公用収用またはその他によって調達すること、または建造、賃貸、輸送、保管、保守、改修、配布すること。前記の物資と施設には通信装置、輸送車・船、不動産、燃料、食料、衣料品などがある。

(3) 保健施設の利用 保健施設として州内で業務を継続する許可、認証、法的資格の条件として保健施設のサービスまたは利用が公衆衛生非常事態への対処に妥当かつ必要と判断されれば、保健施設に対してサービスを提供するか、またはそれを利用できるよう求めること。保健施設の利用には、一定期間にわたるその管理と指揮の州・地方自治体公衆衛生機関への委譲が含まれる。

(4) 物資の破棄 公衆衛生に危険性があると合理的に判断される物資を除染するか、除染させること。

(5) 物資の統制 公衆衛生非常事態への対応に妥当かつ必要ならば、割り当て、発送禁止、配分の方法またはその他の方法を検討・活用して、食料、燃料、衣料、その他日用品の使用、販売、小分け、輸送監視、統制、制限、規制を行うこと。

[b] 道路と公共場所の管理 公衆衛生非常事態時には、州・地方自治体公衆衛生機関は以下が認められる。

(1) 個人の避難または緊急サービス条項と関連して経路、輸送方法、送付先を規定すること。

(2) 公衆衛生非常事態への対応に妥当かつ必要ならば、被災または脅威に曝されている区域か

らの出入り、当区域内の個人の移動、および敷地の占有を規制または制限すること。

[c] 伝染性廃棄物または汚染物質の安全な廃棄 州・地方自治体公衆衛生機関は公衆衛生非常事態時に以下の権限が与えられる。

(1) 施策の適用 公衆衛生非常事態への対応に妥当かつ必要ならば、伝染性廃棄物または汚染物質の安全な廃棄を規定する施策を採用・実行すること。前記手段として伝染性廃棄物または汚染物質の収集、保管、取扱い、破碎、処理、輸送、廃棄などがある。

(2) 施設の管理 州内で業務を継続する許可の交付、認証、能力の条件として保健施設のサービスまたは利用が公衆衛生非常事態への対処に必要なと合理的に判断されれば、州法の範囲で伝染性廃棄物または汚染物質の収集、保管、取扱い、破碎、処理、輸送、廃棄を認可された企業または施設、および埋立企業またはその他所有地に対し、伝染性廃棄物または汚染物質の受取り、サービス提供または会社、施設、敷地の利用を求めると。会社、施設、構内の利用には、一定期間または無期限にわたるその管理と指揮の州・地方自治体公衆衛生機関への委譲が含まれる。

(3) 施設の使用 公衆衛生非常事態への対応に妥当かつ必要ならば、伝染性廃棄物または汚染物質の収集、保管、取扱い、破碎、処理、輸送、廃棄を認可された企業または施設、および埋立企業またはその他所有地に対し、その即時占有権により調達すること。

(4) 識別 伝染性廃棄物または汚染物質を収用する袋、箱、その他容器は、伝染性廃棄物または汚染物質が入っているものとして、さらにそれらの種類についてもわかるならば明示すること（連邦法と州法に準じて）。

[d] 遺体の安全な廃棄 州・地方自治体公衆衛生機関は公衆衛生非常事態時に以下の権限が与えられる。

(1) 施策の適用 公衆衛生非常事態への対応に妥当かつ必要ならば、遺体の安全な廃棄について規定する施策を採用・実行すること。前記手段として遺体の防腐処理、埋葬、火葬、土葬、墓掘、輸送、処理などがある。

(2) 回収 遺体を占有または管理すること。

(3) 標識 すべての遺体には処理される前に死者と死亡状態を特定するすべての情報を記した標識が求められる。伝染病または感染性病原体により死亡した個人の遺体にはそれが感染していること、わかるならば具体的な伝染病名または汚染物質を明記した札を付けること。

(4) 識別 遺体処理を担当する者は、書面または電子媒体による各遺体の記録および死者と死亡状態を特定するすべての情報を保持することが求められる。処理前に遺体を識別できない場合、資格を有する個人ができる限り遺体の指紋と写真をとるとともに、歯科学的識別情報を確保し、DNA検体を収集するものとする。前記情報はすべて州・地方自治体公衆衛生機関に速やかに送付すること。

(5) 処理 伝染病または感染性病原体で死亡した個人の遺体について、死後 24 時間内に埋葬または火葬による処理を命じること。遺体を処理するときは、可能な限りに故人またはその家族の宗教・文化・家族・個人的信念に配慮すること。

(6) 施設の管理 州内で業務を継続する許可の交付、認証、能力の条件として、保健施設のサービスまたは利用が公衆衛生非常事態への対処に必要なならば、州法の下に遺体の防腐処理、埋葬、火葬、土葬、墓掘、輸送、処理を認定された会社または施設に対して、遺体を回収または会社や施設の利用を求めると。会社、施設、敷地の利用には、一定期間または無期限にわたるその管理と指揮の州・地方自治体公衆衛生機関への委譲が含まれる。

(7) 施設の使用 公衆衛生非常事態への対応に妥当かつ必要ならば、州法の下に防腐処理、埋葬、火葬、土葬、墓掘、輸送、処理を認可された企業または施設をその即時占有権により調達すること。

#### [e] 医療物資の統制

(1) 調達 公衆衛生非常事態時に州・地方自治体公衆衛生機関は、公衆衛生非常事態に備えるか抑制するために抗毒素、血清、ワクチン、免疫薬、抗生物質、解毒剤、その他医薬品、医療品、個人保護具を購入・配布することができる。

(2) 配給 公衆衛生緊急事態によって州全域もしくは地域的に(1)号に記載する製品が不足または差し迫った不足に陥った場合、機関が当製品を購入したかどうかにかかわらず、割り当て、発送禁止、配分またはその他の方法を検討・活用して、関連製品の使用、販売、配布、輸送を統制、制限、規制をすることができる。機関は、配給、その他供給・流通の意思決定の際にヘルスケア・プロバイダー、災害対応職員、埋葬要員を優先する。

(3) 配布 公衆衛生非常事態時、当機関は公衆衛生非常事態への対応に妥当かつ必要ならば、州内にある抗毒素、血清、ワクチン、免疫薬、抗生物質、解毒剤、その他医薬品、個人保護具または医療品をその即時占有権により保管、配布することができる。2つ以上の州が公衆衛生緊急事態の影響を同時に受ける場合、本節のいかなる内容も、抗毒素、血清、ワクチン、免疫薬、抗生物質、解毒剤、その他医薬品、医療品を州・地方自治体公衆衛生機関がため込み被災した州間での公正な分配を妨害する目的で入手できると解釈してはならない。

[f] 民事手続 公衆衛生保護と矛盾しない現実的範囲で、州・地方自治体公衆衛生機関は本条の下に財産が破壊される前に、既存の裁判所法と規則または裁判所が公衆衛生緊急事態時に適用する目的で策定した規則に準じて破壊する財産に関して然るべき民事手続を取るものとする。当機関が前記手続きにより獲得した財産は、判決登録後にすべて裁判所の指示通り破壊により処分するものとする。

#### 第 6-104 節 個人の保護

[a] 概要 州・地方自治体公衆衛生機関は、公衆衛生非常事態時にあらゆる手段を講じて伝染病の伝播または毒素への曝露を防止し、すべての伝染病または毒素曝露事象に適切な規制と治療を適用することとする。

[b] 既存の権限 州・地方自治体公衆衛生機関は、公衆衛生非常事態時に § 5-106、§ 5-107、§ 5-108 および § 5-109 に準じて検査、健康診断、集団検診、治療、隔離、検疫、除染、ワクチン接種を行うことができる。

[c] 検査検体の収集および検査の実施 州・地方自治体公衆衛生機関は、公衆衛生非常事態時に検体または環境試料を収集し、生体および死体、環境試料、動物（生体または死体）について検査を実施し、さらに公衆衛生非常事態への対応に妥当かつ必要と判断されれば既に収集した検体、試料または検査結果も収集することができる。

(1) 汚染 検体または試料の収集、取扱い、保管、検査場所までの輸送に際しては、検体の汚染や混入を十分なくすとともに検体の安全性に配慮すること。検体もしくは試料にははっきりとわかる表示をつけること。

(2) 検査過程の管理 検体または試料の収集、検査実施を許可された者は、収集物資について裁判所が認めた用紙と手順書を使用した検査過程を確立すること。検体や試料を検査場所まで輸送する間、検査工程の間、さらに裁判所が放出または破棄の許可を発行するまで、検査過程、検体または試料の標識・識別、および適切な記録を続けること。この要項は、現場で検査キットを用いて収集したものなどすべての検体と試料に適用される。

(3) 刑事捜査 公衆衛生緊急事態時に収集または検査に供した検体または試料は、刑事捜査の証拠となることを認識の下、検体または試料の収集、輸送または検査を行うすべての者は、関連する刑事捜査に対して妥当かつ必要と判断される支援を行うこと。

[d] 医療職員への許可交付と任命 州・地方自治体公衆衛生機関は公衆衛生非常事態時に以下の権限が与えられる。

(1) ヘルスケア・プロバイダー 州内のヘルスケア・プロバイダーに対して、許可の交付、認可、または州のヘルスケア・プロバイダーとして活動を継続する条件として、ワクチン接種、治療、

健康診断、検査、除染、隔離作業の支援を依頼すること。

(2) 他の管轄区域のヘルスケア・プロバイダー 公衆衛生非常事態への対応に妥当かつ必要と判断されれば、州以外の救急ヘルスケア・プロバイダーを任命、その義務を規定すること（救急ヘルスケア・プロバイダーの当該州における有効許可証を添えて）。

(i) 公衆衛生緊急事態宣言期間を超えて他州の救急ヘルスケア・プロバイダーを任命してはならない。州・地方自治体公衆衛生機関は、州の人々の健康、安全、福利厚生を脅かさない限り、時間と理由に関係なく州外任命を終了することができる。

(ii) 州公衆衛生機関は、当州で活動する他管轄区域所属のヘルスケア・プロバイダーに関する州の規範および適用令、規則、規制により義務づけられるいかなる許可要件、許可、料金についても、その権利を放棄することがある。

(iii) 本節に準じて指名された他州の救急ヘルスケア・プロバイダーは、公衆衛生緊急事態への対応に関する医療、治療の結果生じた民事損害について、その損害が重大な過失または意図的な過ちの結果、医療または治療が行われた、または行われなかったことにより起きたものでなければその責任を問われない。

(3) 監察または検死業務を行う職員 局の適切な業務遂行において必要ならば、州・地方自治体の監視医または検死官に対して前記の緊急監視医補佐または検死官補佐を任命、およびその業務を規定する権限を与える。

(i) 公衆衛生緊急事態宣言期間を超えて緊急監視医補佐または検死官補佐を任命してはならない。監視医または検死官は、局の適切な業務執行に支障を与えない限り、時間と理由に関係なく前記任命を終了させることができる。

(ii) 監視医または検死官は、義務の遂行に関する州の規範および適用令、規則、規制により義務付けられる許可要件、許可、料金についての権利を放棄することがある。

[e] 精神衛生支援要員への連絡 州・地方自治体公衆衛生機関は、公衆衛生非常事態時およびそれ以降に、精神衛生支援要員に関する広報活動および照会を行い公衆衛生緊急事態に関する精神的対応に取り組むものとする。

#### 第 6-105 節 個人の義務

[a] 公衆衛生非常事態時において、不動産、その他敷地を所有もしくは管理する者のうち、個人を避難させる目的で不動産または敷地のすべてまたは一部の使用を自発的かつ無償で許可する者およびその株式譲受人は、前記の不動産または敷地またはその近くで不注意により個人が死亡または怪我したことに対して、もしくは不注意によって財産が消失または損傷したことに対して民法上の責任は問われない。

[b] 公衆衛生非常事態時において、非政府者およびその従業員あるいは代理人のうち、州またはその行政的小区域との契約またはその指揮下にある、あるいはその要請で支援、相談を行う者は、重大な過失または意図的な過ちの場合を除き、個人を死亡または怪我に至らしめること、または財産に損害を与えることについて民法上の責任は問われない。

[c] 本節に定める免責事項は、非政府者またはその従業員と代理人のうち、その行為または不作為が全面的もしくは部分的に公衆衛生緊急事態の原因となった者およびそのほかに責任を問われている者には適用されない。

#### 第 6-106 項 補償

[a] 正当な補償 公衆衛生非常事態時に州・地方自治体公衆衛生機関が一時的あるいは永久利用を目的に、本条に定める手順と基準に従って合法的に使用、充当した施設または物資の所有者に対して州は正当な補償を行う。

[b] 妨害 公衆衛生を危険に曝すと考えられる正当な理由があれば、§ 6-103 に準じて閉鎖、避難、除染、破壊した施設または物資に対して補償は行わないこととする。

[c] 訴訟 補償の支払いに関する州に対する訴えは、既存の裁判所法と規則または裁判所が公衆衛生緊急事態時に適用する目的で策定した規則に準じて裁判所が審査するものとする。

[d] 補償額 補償額は[州土地収用法]に定めるとおり、財産収用に対する補償額と同様に[非緊急土地収用法]に準じて算出されるが、§ 6-103[e]で定めた費目について算出した補償額については当該者が本費目の調達または生産に要した費用に制限される。

## 第 VII 条

### 公衆衛生個人情報保護

#### 第 7-101 項 特定可能な衛生情報の入手

[a] 概要 特定可能な衛生情報は、州・地方自治体公衆衛生機関が内密に入手してはならない。州・地方自治体公衆衛生機関は、以下の場合にのみ特定可能な衛生情報を入手する。

(1) 入手が公衆衛生の目的（重大な公衆衛生症状の解析と評価および公衆衛生プログラムの評価）に直接関わる。

(2) 本条およびその他の準拠法、目的を遂行するための資源・手段の存在を考慮して、入手により前記目的を達成できると考えられる。

(3) 特定不可能な衛生情報では同様かそれ以上の公衆衛生目的を達成できない。

[b] 通知要件 州・地方自治体公衆衛生機関は、特定可能な公衆衛生情報の入手または保管を決定する前に、その情報を入手または保管する意向とその利用目的について公表すること。公表にあたって、関係する地域社会のメンバーに適切に通知できる方法にて、書面での公告を配布かつ掲示することとする。

(1) 前記の通知は、特定可能な公衆衛生情報の対象となる個人を特定できるものであってはならない。

(2) 州法または地方自治体法により報告義務のある病気についてのカウンセリング・サービスが必要な場合、そのカウンセリングでは、当該病気は州・地方自治体公衆衛生機関に報告する義務があることを通知し、また当機関が個人の特定可能な公衆衛生情報を利用する目的を説明する。

[c] 特定可能な衛生情報のその後の入手 連邦、部族、州・地方自治体公衆衛生機関から特定可能な衛生情報を入手することが本節の要件に抵触する場合、州・地方自治体公衆衛生機関はこの情報を入手してはならない。

#### 第 7-102 項 特定可能な衛生情報の利用

[a] 概要 州・地方自治体公衆衛生機関による特定可能な公衆衛生情報の利用は、重大な公衆衛生症状の解析と評価および公衆衛生プログラムの評価など、入手目的と直接関連のある公衆衛生の目的に限定される。

[b] 利用の範囲 特定不可能な公衆衛生情報は、できる限り公衆衛生の目的にかなう場合に州・地方自治体公衆衛生機関が利用すること。

[c] 最低限の情報 本条で認める特定可能な公衆衛生情報の利用は、利用する公衆衛生官が公衆衛生の目的を遂行する上で必要と考える最小限のものとする。

[d] その後の使用 州・地方自治体公衆衛生機関が § 7-101[a] および [b] の要件を満たす場合、当機関は、特定可能な衛生情報をその入手目的とは直接関係がない公衆衛生目的で利用することができる。

[e] 商業的使用 州・地方自治体公衆衛生機関は、特定可能な衛生情報を商業目的で利用してはならない。

[f] 研究用途 下記の場合に限り、州・地方自治体公衆衛生機関は、公衆衛生、疫学、医学、保健サービスの研究に特定可能な衛生情報を利用することができる。

(1) 情報の対象になる個人の書面での承認が得られない。

- (2) 特定可能な情報が研究プロジェクトの有効性に必要である。
- (3) 研究遂行に要する最小限の情報しか使用しない。
- (4) 特定可能な衛生情報を利用した研究が公衆衛生の目的達成に寄与すると考えられる。
- (5) 研究プロジェクトの目的に合わせてできる限り速やかに情報を特定不可能にし、プロジェクト完了後にその情報を削除する。
- (6) 前記の使用は、施設内倫理審査委員会の検討と承認に続いて秘密保持契約を行使することにより情報保護を保障したうえで行われる。契約では、前記情報を入手した個人は当該情報について本条に定めるものと同様以上のプライバシー保護と機密を守らなければならない旨を明示する。

[g] 特定可能な衛生情報の消去 州・地方自治体公衆衛生機関による特定可能な衛生情報の利用がもはや当初の公衆衛生目的を推進しないと判断されれば、当情報は機密扱いで消去される。

#### 第 7-103 項 特定可能な衛生情報の開示

[a] 非公開情報 特定可能な衛生情報は公開情報ではなく、本条に規定されている場合を除き、情報の対象となる個人（または法定代理人）の書面による承諾がない限り開示できない。

[a] 書面での承諾 「書面での承認」とは、本条の目的上、特定可能な公衆衛生情報の開示を許可する書面による陳述書であり、州公衆衛生機関の用紙かそれに類似する用紙に当該情報の対象と個人が筆記にてまたは電子的に署名したものを指す。承諾書には日付、開示対象、開示の一般的目的、および開示の有効期間を記載する。

(1) 個人はいつでも書面にて承諾を撤回できる。個人は承諾の撤回を承諾を受けた者に通知する義務がある。

(2) 承諾書に有効期限が記載されていないか、または承諾が既に撤回されていないか、承諾書は署名日の[6ヶ月]で自動的に無効となる。

(3) 衛生関連情報の開示に関する一般的な許諾は、本節に準じていない場合、特定可能な衛生情報の開示に関する書面での承諾とは解釈してはならない。

(4) 個人にその能力がないか法的に不可能な場合、個人の法的代理人が書面での承諾を提出することができる。[州法に準じて記述]歳以下の年少者は本項の目的により書面での承諾を提出することはできない。

[c] 開示の範囲 特定可能な公衆衛生情報は、情報対象の個人の書面承諾があれば、承諾された対象者に開示できる。

(1) 開示は、開示する者が開示目的を遂行する上で必要と考える最小限の情報に限る。

(2) 開示とともに、あるいはそれに続いて（口答による開示の場合は[3日]以内に）、公衆衛生機関の開示方針に関する書面による陳述書が発行される。これは下記表現またはこれに酷似する表現であること。「州法と連邦法で保護された公衆衛生機密記録よりこの情報を貴殿に開示しました。本情報の特定可能な形式による公開は、情報の対象となる個人の書面での承諾がある場合、州法または連邦法で許される場合を除き禁止されることもあります。無許可でこの情報を公開すれば重大な刑事・民事罰を受けることがあります」

[d] 書面による承諾のない開示 情報の対象となる個人の書面での承諾がない場合、下記宛に開示されるか、または下記目的で開示される場合に特定可能な衛生情報を開示できる。

(1) 直接本人に開示

(2) 連邦法または州法により義務付けられているか、請求認められている場合に連邦機関または管轄官庁に開示

(3) 緊急医療事態または公衆衛生非常事態時に、情報の対象となる個人の健康や生命を深刻な切迫した被害から保護するため、必要な程度で保健職員に開示

(4) 下記の場合に法が認める当機関の衛生監視任務を果たせるよう、衛生監視局 (health oversight agency) に開示

(i) 州・地方自治体公衆衛生機関自体が監視調査の対象になっている。

(ii) 特定可能な衛生情報が州・地方自治体公衆衛生機関の構内、保管、管理から移動、分離されていない。

(iii) 衛生監視局が特定可能な衛生情報の対象になる個人の名前、その他身元情報を記録していない。

(5) 死亡証明書、検死報告、適用法規または規則に準じて作成された関連試料にある情報を報告するため

(6) 死亡した個人またはその死亡状況を特定するため、または解剖検体の提供者もしくはその予定者である個人の必須情報を提供するため

[e] 刑事目的または民事目的での開示 特定可能な衛生情報は、召喚状、州・地方自治体公衆衛生機関が当該情報を入手してから当該情報を知った公衆衛生官またはその他個人に対する証言の強制、民事訴訟手続、刑事手続、行政手続、その他の法的手続において開示、漏洩されるか、またはその作成を強要されてはならない。ただし以下の場合を除く。

(1) 州・地方自治体公衆衛生機関は、個人または公衆衛生に対する危険が州・地方自治体公衆衛生機関の情報開示によってのみ回避または緩和できることを証明して、特定可能な衛生情報の開示を認めるよう裁判所に求めることができる。

(2) 裁判所は本節に準じて開示許可を求める申請書を受理した場合、申請書および裁判所決定に関係する全資料を非公開扱いにすること。前記資料は上訴など申請に関して手続き要する場合を除き全て未公開とする。また申請に関する全手続は非公開で行うよう裁判所は指示するものとする。

(3) 特定可能な公衆衛生情報が必要な個人および開示許諾を求める情報所有者は以下を行うものとする。

(i) 本節に準じて開示申込みの通知を受けること。

(ii) 申請書に対して書面で回答する、あるいは本節に準じて命令発行の法定基準に関する証拠を提示するという限定的目的で出廷することができる。

(4) 裁判所は、州・地方自治体公衆衛生機関または認定公衆衛生官からの申請が、公衆衛生への明らかな危険を回避または緩和するために緊急行動が必要であるとする場合、前記の通知あるいは出廷なしに命令を下すことがある。裁判所は、明らかな危険を評価するにあたり書面による事実認定を行い、開示によって制限される恐れのある個人のプライバシーおよび公衆衛生目的と開示の必要性とを比較検討すること。

(5) 特定可能な公衆衛生情報の開示許可を発行するうえで下記を順守する。

(i) 開示は申請書に準じて必要とされる情報に限定される。

(ii) 開示対象は当該情報を必要とする者に限定され、特に他者への再開示を禁ずる。

(iii) 裁判所令で許可されない開示を制限するために必要と裁判所が判断するその他手段を含む。

[f] 死者の権利 本条に規定されているとおり他者による死者の権利代行業を認める書類に基



づいて、死亡した個人の権利は死後[2年間]下記の優先順位による個人が行使できる。

- (1) 死亡した個人の不動産の遺言執行者あるいは遺産管理者、または意思その他法律文書に従ってまもなく指名される人
- (2) 残された配偶者または同棲者
- (3) 成人した子供
- (4) 親

[g] 二次開示 特定可能な衛生情報を開示された者による他者への情報開示は本条での定めがある場合に限る。本号は下記に当てはまらない。

- (1) 当該情報の対象となる個人
- (2) § 7-103[b] (4)に基づき書面による承諾を提示できない個人の法定代理人
- (3) 連邦法または州法により特に情報の開示を義務づけられているすべての者

[h] 開示記録 州・地方自治体公衆衛生機関は特定可能な情報の開示記録すべてを書面または電子媒体にて保存することとする。この記録は本条の目的のため特定可能な衛生情報として取り扱うものとする。開示記録には下記の情報が含まれる。

- (1) わかれば、特定可能な衛生情報の開示先となる者の名前、肩書き、住所、所属
- (2) 開示の日付と目的
- (3) 開示情報の簡単な説明
- (4) 開示の法的権限

公開された特定可能な公衆衛生情報がもはや州・地方自治体公衆衛生機関の所有下になくとも、機関は10年間記録を保存すること。

#### 第7-104項 機密保護手段

[a] 情報機密の義務 州および地方自治体公衆衛生機関は特定可能な公衆衛生情報を機密取扱いで収集、利用、開示、保管する義務を有する。

[b] 機密手段 特定可能な衛生情報の対象になっている個人（または法定代理人）を除き、機関が開示する当該情報を入手した州および地方自治体公衆衛生機関その他の者は、下記のような然るべき手段を用いて情報を機密にすること。

- (1) 下記のような物理的に安全な環境で前記情報を保持する。
  - (i) 前記情報を利用または保管する物理的空間を最小限にする。
  - (ii) 情報の機密性が確保できない、または重大な脅威に曝される場所における前記情報を利用または保管を禁ずる。
- (2) 技術的に安全な環境で前記情報を保持する。
- (3) 前記情報の利用を証明できる者に利用を制限
- (4) 個人が特定できる形で前記情報を利用または保管する時間を利用に必要な時間に短縮する。
- (5) 前記情報の物理的もしくは電子的移動を禁ずる。

- (6) 前記情報の複写、不要コピーを抹消する。
- (7) 前記情報の機密保護に関するガイドラインを作成・配布する。
- (8) 前記情報を入手、利用、開示、保管して機密確保を行う者を任命する。
- (9) 前記情報を入手、利用、開示、保管する職員に対して最初と定期的に機密確保に関する研修を行う。
- (10) 前記情報に関する機密保護違反の可能性および事実を詳しく調査する。
- (11) 必要に応じて、機密保護違反に対して懲戒処分を課す。
- (12) 機密保護基準を継続的に検討および評価する。

[c] 書面での機密保護の表示 州・地方自治体公衆衛生機関構内で公衆衛生官が特定可能な衛生情報にアクセスできる場所には、機関の開示方針について下記表現またはこれとほぼ同じ表現による書面での通知を目立つように掲示すること。「特定可能な衛生情報には機密性の高い個人衛生情報が含まれます。本情報の機密性は連邦法と州法により厳格に保護されます。州法または連邦法により許可される場合を除き、情報の対象になる個人の書面での承諾なしに州および地方自治体公衆衛生機関外でこの情報を特定可能な形式で開示することは禁止されています。無許可でこの情報を開示すれば重大な刑事・民事罰を受けることがあります」

[d] 機関構内の個人 特定可能な衛生情報をいつでも入手、利用、開示、保管する権能を有するすべての公衆衛生官その他の者は下記を順守する。

- (1) 特定可能な衛生情報の機密性を確保する自己責務を知る。
- (2) 前記情報の安全確保に関する本条と整合する書面でのガイドラインの検討内容に従って、入構前あるいはその後可及的速やかに守秘義務を誓約する。
- (3) 特定可能な衛生情報の機密を確保する自己責務を可能な限り果たす。
- (4) 知り得る機密性違反またはその可能性のある行為をすべて公衆衛生情報官に報告する。調査に当たる公衆衛生官または法執行官を例外として、報告者の承諾なしに報告者の身元を開示してはならない。

[e] 公衆衛生情報官の起用 州および地方自治体公衆衛生機関は公衆衛生官を当該機関の公衆衛生情報官として任命/指名するものとする。当該個人はすべての特定可能な衛生情報の機密性保護に対する全責任を有し、当該機関の公衆衛生官に直接報告を行うものとする。公衆衛生情報官の任務として以下が挙げられる。

- (1) 物理的にも技術的にも安全な環境で前記活動が遂行されるよう特定可能な衛生情報の入手、利用、開示、保管について監視を行う。
- (2) 特定可能な衛生情報の機密性を保護するため、§ 7-104[d] (2)に準ずるモデル守秘義務宣誓など、方針とガイドラインを策定・実行する。
- (3) 機密性確保のため、前記情報を入手、利用、開示、保管する各職員への自己責任の適用を調整する。
- (4) 機密性保護違反調査に当たる機関の主要調査員を務める。
- (5) 処分を発令・実施する責務を負う当該機関公衆衛生官に、機密性保護違反に対する懲戒処分を勧告する。
- (6) 機密性保護違反の調査で必要ならば連邦、州・地方自治体の管轄官庁と調整に当たる。

(7) § 7-103[f]に準じて報告書を作成する。

[f] 報告書の発行 州および地方自治体公衆衛生機関は特定可能な衛生情報の機密保護状況に関する公報を毎年作成し、州公衆衛生機関の公衆衛生官に配布することとする。当該報告書は州公衆衛生機関の公衆衛生情報官が発行するガイドラインに沿って作成するものとする。州公衆衛生機関の公衆衛生情報官は、本節に準じて求められる報告書の請求があった日付から[90日]以内に、すべての州・地方自治体公衆衛生機関用として特定可能な衛生情報の機密保護状況に関する総括報告書を作成することとする。報告書は、関連する州法または特定可能な衛生情報の機密性向上につながる改正案勧告を添えて州立法府に配布する。

## 第 7-105 節 公正情報実務

### [a] 特定可能な衛生情報への個人アクセス

(1) 定義 本節の目的のため、「請求書」とは、請求を行う個人を確認できる日付、署名を付した紙面または電子形態の書簡を指すこととする。「請求者」とは請求を行う個人（または法的代理人）である。

(2) 監察機会 州・地方自治体公衆衛生機関は、特定可能な衛生情報の審査請求書を受け取ってから 14 日以内に、当該機関が所有する請求者と関係のある前記情報のコピーを通常の営業時間内に検証する機会を請求者に与えるものとする。

(3) コピーの提供 州・地方自治体公衆衛生機関は、特定可能な衛生情報のコピーを求める請求書を受け取ってから 10 日以内に、請求書により審査が認められた当該機関が所有する特定可能な衛生情報のコピーを請求者に無償にて提供するものとする。

(4) 説明 州・地方自治体公衆衛生機関は請求があれば、特定可能な衛生情報に出てくる規範、略語、表記法、その他記号の説明を行う。州・地方自治体公衆衛生機関は説明の目的だけのために特定可能な衛生情報を元とは異なった形式で作成または再編する責任はない。

### [b] 特定可能な衛生情報への個人アクセスに関する制約

(1) 適切な制約 審査およびコピー請求の時間、場所、頻度に適切な制約が課せられる場合がある。州・地方自治体公衆衛生機関は審査の際に請求者についての特定可能な衛生情報の審査を要請することがあるが、この審査は情報提供の必要条件とはならない。

(2) 他の個人に関する情報 請求者の特定可能な衛生情報に含まれる他の個人の健康状態またはその他機密情報はすべて審査とコピーの目的で削除されるものとする。

(3) 関係のない情報 請求者の特定可能な衛生情報にある請求者の健康状態と関係のない情報はすべて監察とコピーの目的で削除されることがある。

(4) 情報の抑制 州・地方自治体公衆衛生機関は、以下の場合に請求者に対して当該機関が所有する特定可能な衛生情報の審査機会または前記情報のコピー請求を拒否することができる。

(i) 特定可能な衛生情報を開示することにより請求者または他者に重大かつ明らかな危害を及ぼし、その危害回避が請求者の情報アクセス権確保より重要であることを当該機関が明白かつ説得性のある証拠によって説明できる。

(ii) 親または法廷後見人が情報対象となる[州法に準じて記入]歳を超える個人の特定可能な衛生情報の開示を請求し、情報を所有する州・地方自治体公衆衛生機関からの請求通知を受理してから 7 日以内にその個人請求当該情報の開示に意義を表明した場合請求。

(iii) 当該情報は、主に法的手続きを想定して、もしくは法的手続きで使用するためにまとめる。

(5) 請求の拒否 州・地方自治体公衆衛生機関が特定可能な衛生情報の審査またはコピーの請求を拒否する場合、当該機関は請求の対象となる特定可能な衛生情報を所有していない旨など、拒否の理由を書面にて請求者に通知すること。

(6) 上訴 請求者は、州公衆衛生期間の行政審査手続きにより、当機関の決定に対して上訴することができる。

[c] 情報の精度 州および地方自治体公衆衛生機関は、特定可能な衛生情報の正確性、完全性に配慮する責任がある。

(1) 訂正 請求者は、§ 7-105[a]に準じた特定可能な衛生情報のコピーの審査または検討により確認された情報の間違い、不備、不完全性を訂正、変更、削除するよう州・地方自治体公衆衛生機関に請求することができる。

(2) 訂正の義務 機関は、変更に正当な裏づけがあると判断すれば、請求から 14 日以内に情報の間違い、不備、不完全性を訂正、変更、削除すること。請求者は、当情報の訂正、変更、削除が必要であることを実証する責務を有する。

(3) 書面による通知 請求者は、当機関が行った訂正、変更、削除、さらに請求のすべてあるいは一部が拒否された理由について書面による通知を受けるものとする。

(4) 上訴 請求者は、州公衆衛生機関の行政審査手続きに従って、当機関による情報の訂正、変更、削除拒否に対して上訴することができる。

(5) 陳述の保留 特定可能な衛生情報の正当性に異議を申し立てる請求者の書面による略式申告は、州・地方自治体公衆衛生機関が当情報を保有する限り保持される。当機関は、元の表現および請求者の変更案など、請求者の特定可能な衛生情報に記載される係争事項について記録すること。当陳述は、特定可能な衛生情報の入手を認められた者すべてに配布される。

(6) その後通知 州・地方自治体公衆衛生機関は、請求者が指定するすべての者または既知の入手、開示を以前に行ったその他の者に対し、特定可能な衛生情報について行った訂正、変更、削除を通知するための適切な措置を講じるものとする。

[d] 上訴 請求者が § 7-105[b] または [c] に準ずる行政控訴による手を尽くしてしまった場合、請求者は裁判所にて州・地方自治体公衆衛生機関の決定に対して上訴することができる。裁判所は、関連する特定可能な衛生情報、行政記録、その他採用証拠の非公開審査により当機関の行為や決定に正当な根拠があるかどうかを決定する。個人の救済は、請求者が請求情報を審査、コピー、あるいは情報の間違い、不備、不完全性を訂正、変更、削除できるよう当機関に情報開示を命ずる判決に限られる。

## 第 VIII 条 行政手続、民事執行、刑事執行、免責

### 第 8-101 項 行政規則の策定

州・地方自治体公衆衛生機関およびその他関連機関は、当法の条項を実施する上で妥当かつ必要と判断される規則と規制を発布・実施することが認められる。州・地方自治体公衆衛生機関およびその他関連機関は、命令の発行およびその他法が定める救済措置により当法の条項を執行する権限を有する。本節により当法に列挙する特定執行権限は制約されない。

### 第 8-102 節 州行政手続法の適用可能性

当法に順ずる州・地方自治体公衆衛生機関による適用可能な行為（判決、命令の発令、規制の宣言など）は、当機関による自由裁量の行使を認めない連邦法規則の適用が前記手続きと矛盾しない限り、[州行政手続法 (APA)] その他適用法に従う。裁判所は、APA に従って機関の最終行使を審理することができ、当法の要件に適合しない前記行為を一時的または永久に差し止めることができる。

### 第 8-103 節 手続き上の正当な手順

[a] 通知 すべての公式または非公式行政裁定では、当法に別段の定めがない限り、すべての者に正当な通知の後意見聴取の機会が与えられる。予定の意見聴取の少なくとも[10 日]前までに当事者全員に通知しなければならない。通知書には下記を記載しなければならない。

- (1) 意見聴取の時間、場所、特徴
- (2) 意見聴取を実施する法的権限および管轄区域
- (3) 問題となる事実問題と法律問題の短くわかりやすい記述

[b] 個人の権利 公式な行政裁定の対象となる者は以下の権利を有する。

- (1) 顧問弁護士による代理
- (2) 供述証拠および文書証拠および反証根拠の提出
- (3) 事実の十分かつ公正な開示を引き出すための反対尋問
- (4) 手続きの適時終了

[c] 罰則付召喚令状および立会人 州・地方自治体公衆衛生機関は、証言あるいは物的証拠またはその他証拠の提示を求める罰則付召喚令状を発行することがある（いずれかの当事者による請求があったときは当該罰則付召喚令状を必ず発行すること）。

(1) 出廷を命じられ、異議を唱える者は、罰則付召喚令状が不法もしくは不用意に認められた場合にそれを無効または変更するよう当機関に求めることができる。もし当機関がこれを拒絶した場合、その人間は裁判所にて直ちに請願書にてその妥当性についての裁定を下してもらうことができる。

(2) 機関は裁判所より執行命令を出してもらうことができる。

(3) 正当な理由があれば機関の命令で供述録取書および自白の要請書を指示、発行、回収することができる。これらの命令または権能は、罰則付召喚令状と同じ方法で異議申し立て対象となり、また行使される。本号では開示訴訟手続は認めていない。

[d] 手続きの記録 意見聴取の証拠は、裁判所通知の公記録として州・地方自治体公衆衛生機関で記録・保管すること。全訴訟の全記録またはファイルは[州の情報公開法]に準じて公開閲覧を可能にすること。

[e] 上訴 州・地方自治体公衆衛生機関の決定により悪影響を被った者は、[州行政手続法 (APA)] またはその他適用法に従って当機関またはその職員に対して適切かつ時宜よく法的手段により当決定を上訴する権利を有する。

#### 第 8-104 項 刑事処分

[a] 公衆衛生官による違反 公衆衛生官が当法に順ずる条項、規制、規則、命令の行使に対し意図的に違反もしくは妨害すれば、特にその他罰則が規定されていない場合、軽犯罪となる。有罪判決があれば、当衛生官は[1,000 ドル]以下の罰金もしくは[1年]以下の懲役、またはその両方に処される。

[b] 一般的違反 公衆衛生官を除く者が当法に順ずる条項、規制、規則、命令の行使、裁判所命令に対して意図的に違反もしくは妨害すれば、特にその他罰則が規定されていない場合、軽犯罪となる。有罪判決があれば、当職員は[1,000 ドル]以下の罰金もしくは[1年]以下の懲役、またはその両方に処される。

[c] 罰則の強化 前回の違反または一連の関連違反とは異なる一連の状況に関連する違反については、違反ごとに[a-b]号に規定する最高刑が2倍となる。

[d] 出訴期限 本節に順ずるいずれの訴訟ともその原因が明らかになってから[3]年以内に当訴訟を開始しなければ抗弁によって妨訴に持ち込まれる。

[e] 別罪 当法の各違反行為はそれぞれ別罪であり訴訟の対象となる。

#### 第 8-105 項 民事の救済措置

[a] 概要 当法の違反により被害を受けた者はいずれも本節に規定するとおり救済訴訟を開始することができる。

[b] 適切な救済 裁判所は、州・地方自治体公衆衛生機関、公衆衛生官、その他に対して当法に従うよう命じ、さらに不履行防止の差止命令などその他の然るべき民事救済または衡平法上の救済を命じることができる。

[c] 填補損害 裁判所が当法の違反を認めた場合、被害を受けた者は違反により受けた損失に対する損害賠償金を受ける権利を有する。損害賠償額は、被害の実損額と各違反が[1,000ドル]の予定賠償損害額（特定請求に対して計[10,000ドル]を超えない範囲で）の大きい方とする。

[d] 懲罰的損害 裁判所が意図的、甚だしい過失による行為による当法の違反と決定した場合、被害を受けた者は違反当事者の違反ごとにその他損失額を除いた[10,000ドル]以下の懲罰的損害賠償金を受けることができる。

[e] 弁護士報酬 被害を受けた者が勝訴した場合、裁判所は正当な弁護士報酬およびに敗訴当事者に対する訴訟に要したその他費用を査定することができる。

[f] 連帯・非連帯責任 責任を有する当事者は、填補損害賠償、弁護士報酬、その他支払い費用について連帯および非連帯責任を負う（既存の州法の下で適用可能ならば）。

[g] 出訴期限 本節に順ずる訴訟は、その原因が明らかになってから、もしくは被害を受けた者（または法定代理人）によりその原因が発見された時または当然発見されるべき時から[1]年以内に訴訟を開始しなければ抗弁によって妨訴に持ち込まれる。

[h] 別罪 当法の違反行為はそれぞれ別罪であり訴訟の対象となる。

[i] 既存の救済措置 本項のいかなる内容も、その他適用法に準じて被害を受けた者（または法定代理人）が損害賠償金を受ける権利を制約も拡大もしない。

## 第 8-106 項 民事執行

[州法務長官]またはその他然るべき州・地方自治体の法執行官は民事訴訟を開始して当法の遵守を強制することができる。救済措置は、当法の § 8-104 および § 8-105 に準じて裁判所が命令することができる。

## 第 8-107 節 免責

[a] 州の免責 州またはその行政的小区域、ならびに重大な過失または意図的な違法行為は除き、知事、州・地方自治体公衆衛生機関、本条で引用されるその他州・地方自治体職員は、当法およびそれに準じて発布された規則、規制の遵守によって起きた個人の死亡、怪我、または財産の損害に対しては責任を負わない。さらに、当法のいかなる内容も民間部門パートナーの行為や怠慢については、法による明示的な定めがない限り州・地方自治体公衆衛生機関に責任を課すると解釈してはならない。

[b] 監督官 当法に違反した公衆衛生官の上司または監督官である公衆衛生官は、以下の場合に、代位責任の理論に基づき民事の救済措置の対象とはならない。

- (1) 当違反を招く行為について事前に現実認識または擬制認識がなかった場合
- (2) 当違反の発生を防ぐ直接の責任がなかった。

## 第 IX 条

### 雑則

#### 第 9-101 項 表題

当法はターニング・ポイントモデル州公衆衛生法として引用することができる。当法の目的のため、条項の表題と副題、節、号は啓蒙的であるが、拘束力はない。

#### 第 9-102 項 画一条項

当法は共通する主題についてこれを行使する州間で法を画一化するという一般的目的を実現するよう適用・解釈される。

#### 第 9-103 項 可分条項

当法の条項は分離可能である。連邦裁判所または州立裁判所で当法の条項またはその個人や状況への適用が無効と判断された場合、無効となった条項を除外するか適用しなければ有効な当法のその他条項または適用に対してその無効性は影響しない。

#### 第 9-104 項 法の廃止

下記の法律、法またはそれらの一部は当法の可決をもって明示的に廃止される。

- [a] [当法の可決を検討する各州ごとに挿入のこと]
- [b] [当法の可決を検討する各州ごとに挿入のこと]
- [c] [当法の可決を検討する各州ごとに挿入のこと] . . .

#### 第 9-105 項 法の矛盾

- [a] 連邦の主権 当法はあらゆる人の連邦法または連邦規制の遵守を妨げない。
- [b] 先行抵触法律 (Prior Conflicting Acts) 当法がその他州・地方自治体の法または規制、あるいは[州行政手続法]に準じた行政手続に抵触する場合は、当法の条項が適用される。

#### 第 9-106 節 報告と発効日

- [a] 第一次報告書 州・地方自治体の各公衆衛生機関の公衆衛生官は、制定日付から[6]ヶ月以内に当法が各機関に及ぼす影響についての報告書を州公衆衛生機関に提出する。
- [b] 包括的報告書 公衆衛生機関は、制定日付から[9]ヶ月以内に各公衆衛生機関に代わって法規則改正の勧告など当法の影響に関する包括的報告書を[州立法府]に配布する。
- [c] 発効日 当法の条項は制定日付から[1年間]有効とする。



下記がターニング・ポイントに資金援助を行っている。

ロバート・ジョンソン・ウッド財団 (Robert Wood Johnson Foundation)

ターニング・ポイント

公衆衛生の新世紀へ向けた協力

モデル州法健康危機管理法<sup>1</sup>

2001年12月21日現在

検討案作成者：

Georgetown University (ジョージタウン大学) および Johns Hopkins University (ジョージンズ・ホプキンス大学) における Center for Law and the Public's Health (法および公衆衛生センター)

宛先：Centers for Disease Control and Prevention(米国疾病管理予防センター) [CDC]

支援対象：

National Governors Association (全米知事会) [NGA]、  
National Conference of State Legislatures (全米州議会議員連盟) [NCSL]、  
Association of State and Territorial Health Officials (州・準州保健担当職員連盟) [ASTHO]、および  
National Association of County and City Health Officials (全米郡・市医療行政官協会) [NACCHO]

連絡先：

Lawrence O. Gostin, J.D., LL.D (Hon.)  
Professor and Director (教授兼センター長)  
Center for Law and the Public's Health (法および公衆衛生センター)  
Georgetown University Law Center (ジョージタウン大学法律センター)  
600 New Jersey Avenue, N.W. Washington, D.C., 20001  
(202) 662-9373  
gostin@law.georgetown.edu

1 全米検事総長協会 (NAAG) のメンバーもモデル法案に対する意見および提案を提示した。このモデル州法健康危機管理法の言い回しおよび内容は、以下に示す機関による公式な方針、是認または見解を表すものではない：Center for Law and the Public's Health (法および公衆衛生センター)、CDC、NGA、NCSL、ASTHO、NACCHO、または NAAG、あるいは Center for Law and the Public's Health (法および公衆衛生センター) に対して資金または指針を提供した他の政府若しくは民営の機関、部門、医療機関あるいは組織団体。本草案は、州の健康危機における緊急権の使用に付随する複雑な問題について、各種関連団体および利害関係者間の情報伝達を容易かつ促進するために作成するものである。

目次

前文

第 I 条 表題、所見、目的および定義

第 101 項 略称

第 102 項 法的所見

第 103 項 目的

第 104 項 定義

第 II 条 公衆衛生上の緊急事態対応計画

第 201 項 公衆衛生上の緊急事態対応計画委員会

第 202 項 公衆衛生上の緊急事態対応計画書

(a) 内容

(b) 配布先

(c) レビュー

第 III 条 公衆衛生上の緊急事態の検知および追跡手段

第 301 項 報告

(a) 疾患または健康状態

(b) 薬剤師

(c) 報告方法

(d) 動物の疾病

(e) 研究室

(f) 実施

第 302 項 追跡

(a) 個人識別

(b) 個人面談

(c) 施設または物資の検査

(d) 実施

第 303 項 情報の共有

第 IV 条 公衆衛生上の緊急事態に関する宣言

第 401 項 宣言

第 402 項 宣言内容

第 403 項 宣言の影響

(a) 緊急権

(b) 調整

(c) 識別

第 404 項 実施

第 405 項 宣言の停止

- (a) 行政命令
- (b) 自動停止
- (c) 州議会
- (d) 停止命令の内容

第 V 条 公衆衛生上の緊急事態における特別権限：財産の管理

第 501 項 施設および物資に関する緊急措置

- (a) 施設
- (b) 物資

第 502 項 施設並びに財産の利用および管理- 通則

- (a) 物資および施設の使用
- (b) 医療施設の使用
- (c) 物資の管理
- (d) 道路および公共区域の管理

第 503 項 感染性廃棄物の安全な処分

- (a) 措置の採用
- (b) 施設の管理
- (c) 施設の使用
- (d) 識別

第 504 項 遺体の安全な処分

- (a) 措置の採用
- (b) 占有
- (c) 処分
- (d) 施設の管理
- (e) 施設の使用
- (f) ラベル付け
- (g) 識別

第 505 項 医療消耗品の管理

- (a) 調達
- (b) 配給
- (c) 優先順位
- (d) 配給

第 506 項 補償

第 507 項 資産の破壊

第 VI 条 公衆衛生上の緊急事態における特別権限：人々の保護

第 601 項 人々の保護